

京 都 大 学 資 金 運 用 管 理 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
京都大学資金運用管理委員会要項 (令和4年3月16日総長裁定) (前 略) 第7条 委員会の事務は、<u>CFOオフィス</u>において処理する。 (後 略) 京都大学情報環境機構及び情報部の統合による新組織の設置準備委員会要項 (令和8年6月9日総長裁定) (前 略) 第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>情報基盤担当の理事</u>(以下「<u>担当理事</u>」という。) (2) 情報環境機構長 (3) 情報環境機構副機構長 (4) 学術情報メディアセンター長 (5) <u>担当理事</u>が指名する研究科又は附置研究所の長 若干名 (6) 情報部長 (7) 業務改革推進室長 (8) 図書館機構長 (9) その他<u>担当理事</u>が指名する者 若干名 第3 委員会に委員長を置き、<u>担当理事</u>をもって充てる。 2・3 (略) (後 略)	第7条 委員会の事務は、<u>資金運用室</u>において処理する。 附 則 (令和8年9月総長裁定) この要項は、令和8年10月1日から施行する。 第2 (同 左) (1) <u>情報</u>担当の理事 (2) <u>情報基盤担当の副学長</u>(以下「<u>担当副学長</u>」という。) (3) } (同 左) (4) } (5) } (6) <u>担当副学長</u>が指名する研究科又は附置研究所の長 若干名 (7) } (同 左) (8) } (9) } (10) その他<u>担当副学長</u>が指名する者 若干名 第3 委員会に委員長を置き、<u>担当副学長</u>をもって充てる。 2・3 (同 左) 附 則 (令和8年9月総長裁定) この要項は、令和8年10月1日から施行する。

改 正 前	改 正 後
京都大学研究者情報整備委員会規程 (平成30年5月15日総長裁定) (前 略) (構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>情報基盤担当の理事</u> (以下「<u>担当理事</u>」という。) (2) <u>研究担当の理事</u> (3) 部局長 若干名 (4) 総合研究推進本部長 (5) 情報環境機構長 (6) 図書館機構長 (7) 総長が指名する総合研究推進本部の職員 1名 (8) 情報部長 (9) 附属図書館事務部長 (10) 人事部長 (11) その他総長が必要と認める者 若干名 2 前項第3号、<u>第7号</u>及び<u>第11号</u>の委員は、総長が委嘱する。 3 第1項<u>第3号</u>、<u>第7号</u>及び<u>第11号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当<u>理事</u>の任期の終期を超えることはできない。 4 (略) (委員長及び副委員長) 第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。 2 委員長は担当<u>理事</u>をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から<u>第6号</u>まで及び<u>第11号</u>の委員のうちから委員長が指名する。 3・4 (略) (中 略) 第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に	(構成) 第2条 (同 左) (1) <u>情報</u>担当の理事 (2) <u>研究推進</u>担当の理事 (3) <u>情報基盤担当の副学長</u> (以下「<u>担当副学長</u>」という。) (4) } (5) } (6) } (7) } (8) } (同 左) (9) } (10) } (11) } (12) } 2 前項<u>第4号</u>、<u>第8号</u>及び<u>第12号</u>の委員は、総長が委嘱する。 3 第1項<u>第4号</u>、<u>第8号</u>及び<u>第12号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当<u>副学長</u>の任期の終期を超えることはできない。 4 (同 左) (委員長及び副委員長) 第3条 (同 左) 2 委員長は担当<u>副学長</u>をもって充て、副委員長は前条第1項<u>第1号</u>、<u>第2号</u>、<u>第4号</u>から<u>第7号</u>まで及び<u>第12号</u>の委員のうちから委員長が指名する。 3・4 (同 左) 第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に

改 正 前	改 正 後
関し必要な事項は、委員会の議を踏まえて、担当<u>理事</u>が定める。 京都大学総合専門業務室要項 (平成22年3月9日総長裁定) (前 略) 第2 総合専門業務室に、室長を置き、<u>労務</u>担当の理事(以下「担当理事」という。)をもって充てる。 2 (略) (後 略) 京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程 (平成21年10月20日総長裁定) (前 略) (使用に関する総括) 第7条 本学の名義並びにエンブレム及びロゴタイプ(以下「名義等」という。)の使用に関しては、広報担当の<u>理事</u>(以下「担当<u>理事</u>」という。)が総括する。 (中 略) 第9条 前条に定めるもののほか、担当<u>理事</u>が適当と認める団体等は、担当<u>理事</u>が指定する用途に本学の名義等を使用することができる。 (名義等の使用許可) 第10条 次の各号に該当する場合は、担当<u>理事</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。 (1)・(2) (略) 第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合	関し必要な事項は、委員会の議を踏まえて、担当<u>副学長</u>が定める。 附 則(令和8年9月総長裁定) この要項は、令和8年10月1日から施行する。 第2 総合専門業務室に、室長を置き、<u>人事戦略</u>担当の理事(以下「担当理事」という。)をもって充てる。 2 (同 左) 附 則(令和8年9月総長裁定) この要項は、令和8年10月1日から施行する。 (使用に関する総括) 第7条 本学の名義並びにエンブレム及びロゴタイプ(以下「名義等」という。)の使用に関しては、広報担当の<u>副学長</u>(以下「担当<u>副学長</u>」という。)が総括する。 第9条 前条に定めるもののほか、担当<u>副学長</u>が適当と認める団体等は、担当<u>副学長</u>が指定する用途に本学の名義等を使用することができる。 (名義等の使用許可) 第10条 次の各号に該当する場合は、担当<u>副学長</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。 (1)・(2) (同 左) 第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合

改 正 前	改 正 後
は、担当<u>理事</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。なお、担当<u>理事</u>は、当該使用の適否の検討に際し、必要に応じて成長戦略本部長に意見を聴取できる。 (1)～(3) (略) (4) その他担当<u>理事</u>が適当と認める場合 第11条の2 担当<u>理事</u>は、前2条に規定する名義等使用の許可に際し、当該使用について必要な条件を付すことができる。 第11条の3 前3条に規定する名義等の使用許可に関し、担当<u>理事</u>がその職務を行い得ない事情があるときは、<u>理事のうちから</u>あらかじめ担当<u>理事</u>が委託するものがその職務を代行する。 (中 略) 第14条 担当<u>理事</u>は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。 2 使用者以外の者が本学の名義等を使用した場合は、担当<u>理事</u>は、当該使用を中止させるものとする。 3 (略) (後 略) 京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定) (前 略) 第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の定めるところにより、部局の長（組織規程第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィ	は、担当<u>副学長</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。なお、担当<u>副学長</u>は、当該使用の適否の検討に際し、必要に応じて成長戦略本部長に意見を聴取できる。 (1)～(3) (同 左) (4) その他担当<u>副学長</u>が適当と認める場合 第11条の2 担当<u>副学長</u>は、前2条に規定する名義等使用の許可に際し、当該使用について必要な条件を付すことができる。 第11条の3 前3条に規定する名義等の使用許可に関し、担当<u>副学長</u>がその職務を行い得ない事情があるときは、あらかじめ担当<u>副学長</u>が委託するものがその職務を代行する。 第14条 担当<u>副学長</u>は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。 2 使用者以外の者が本学の名義等を使用した場合は、担当<u>副学長</u>は、当該使用を中止させるものとする。 3 (同 左) 附 則（令和8年9月総長裁定） この要項は、令和8年10月1日から施行する。 第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の定めるところにより、部局の長（組織規程第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィ

改 正 前	改 正 後
ス及び情報環境機構を除く。）、第４７条の２の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）及び第４７条の３の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）にあっては<u>研究倫理</u>担当の理事とする。）に委任する。 (1)・(2) （略） （後 略） 京都大学名誉博士称号授与規程実施細則 （平成１５年１月２８日総長裁定） （前 略） （名誉博士審査委員会） 第７ 前条の審査委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事及び<u>研究</u>担当の理事 (2)・(3) （略） 2 （略） （後 略） 京都大学優秀女性研究者表彰要項 （平成２０年９月９日総長裁定） （前 略） （優秀女性研究者賞選考委員会） 第４ 優秀女性研究者賞及び奨励賞の選考を行うため、本学に優秀女性研究者賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 （略） 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>総長が指名する理事又は副学長</u> <u>(2) その他総長が必要と認める者</u> １０名程度	ス及び情報環境機構を除く。）、第４７条の２の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）及び第４７条の３の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）にあっては<u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事とする。）に委任する。 (1)・(2) （同 左） 附 則（令和８年９月総長裁定） この要項は、令和８年１０月１日から施行する。 （名誉博士審査委員会） 第７ （同 左） (1) 教育担当の理事及び<u>研究推進</u>担当の理事 (2)・(3) } （同 左） 2 } 附 則（令和８年９月総長裁定） この要項は、令和８年１０月１日から施行する。 （優秀女性研究者賞選考委員会） 第４ } （同 左） 2 } 3 } (1) <u>DEIB 推進担当の理事</u> (2) <u>教育担当の理事</u> (3) （同 左）

改 正 前	改 正 後
4 前項第2号の委員は、人文・社会科学又は自然科学の学問分野を専門とする委員各同数程度とし、総長が委嘱する。 5 第3項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第5 委員会に委員長を置き、<u>第4第3項第1号の委員のうちから総長が指名する。</u> 2・3 (略) (後 略) 国立大学法人京都大学におけるネーミング ライツ事業に関する規程 (令和6年3月12日総長裁定) (前 略) 第7条 選定委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 施設担当の理事(以下「担当理事」という。) <u>(2) 渉外担当の理事</u> <u>(3) 財務担当の理事</u> <u>(4) 広報担当の理事</u> <u>(5) 成長戦略本部の職員のうちから担当理事が指名するもの 1名</u> <u>(6) 会計管理部の職員のうちから担当理事が指名するもの 1名</u> <u>(7) 施設部長</u> <u>(8) その他担当理事が必要と認める者 若干名</u> 2 (略) 3 第1項第5号、第6号及び第8号の委員は、担当理事が委嘱する。 4 第1項第5号、第6号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。 5 (略)	4 前項第3号の委員は、人文・社会科学又は自然科学の学問分野を専門とする委員各同数程度とし、総長が委嘱する。 5 第3項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第5 委員会に委員長を置き、<u>DEIB推進担当の理事をもって充てる。</u> 2・3 (同 左) 附 則 (令和8年9月総長裁定) この要項は、令和8年10月1日から施行する。 第7条 } (1) } (同 左) <u>(2) 施設部長</u> <u>(3) 広報室長</u> <u>(4) その他担当理事が必要と認める者 若干名</u> 2 (同 左) 3 第1項第4号の委員は、担当理事が委嘱する。 4 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。 5 (同 左)

改 正 前	改 正 後
(後 略) 京都大学における商標等の取扱いに関する 規程 (令和8年3月24日総長裁定) (前 略) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 「申請責任者」とは、申請に係る商標等を全学の事業のために使用又は登録する場合にあっては広報担当の<u>理事</u>をいい、部局の事業のために使用又は登録する場合にあっては部局の長をいう。 (8) (略) (後 略)	附 則 (令和8年9月総長裁定) この要項は、令和8年10月1日から施行する。 第2条 (同 左) (1)～(6) (7) 「申請責任者」とは、申請に係る商標等を全学の事業のために使用又は登録する場合にあっては広報担当の<u>副学長</u>をいい、部局の事業のために使用又は登録する場合にあっては部局の長をいう。 (8) (同 左) 附 則 (令和8年9月総長裁定) この要項は、令和8年10月1日から施行する。